

山梨県受注環境整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県受注環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)、雇用開発支援事業費等補助金(戦略産業雇用創造プロジェクト)交付要綱(平成25年6月7日付け厚生労働省発職0607第1号)及び戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、航空機分野及び医療機器分野において、受注獲得に際し、事実上、特有の国際的な品質マネジメントシステム規格の取得が求められていることから、その認証取得を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する者のうち、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。

2 この要綱において、「補助金対象認証」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) AS/EN/JIS Q9100認証:国際航空宇宙品質グループ(IAQG:International Aerospace Quality Group)による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステム
- (2) Nadcap認証:PRI(Performance Review Institute)が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラム
- (3) ISO13485認証:医療機器の品質保証マネジメントシステムの国際標準規格

(補助金交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者であって、知事が必要かつ相当と認められたものについて交付する。

- (1) 県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 航空機分野、医療機器分野に参入し、又は参入を目指している中小企業者であること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金対象認証取得の最終審査日の30日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容の変更をしようとするときは、予め変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各内容相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した

日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に
関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式7号)により支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に消費税仕入税額控除適用報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第8条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(機器及び備品等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業を実施する場合に必要となる機器や備品等を原則として購入することができない。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費及び補助率

補 助 対 象 経 費	補助率
<ul style="list-style-type: none">・ 認証取得のための委託に要する経費(通訳・翻訳含む)・ 謝金、旅費など専門家等に対して支払う経費・ 専門機関等が開催する研修に自社社員を派遣させる場合の受講料・ その他認証取得に必要な経費(指導書の購入費用等) ただし、認定取得に係る申請料、審査料等は除く	2 / 3以内 (ただし、 150万円を限度とする 。)

補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。